

# ◆ 和歌山県営業時間短縮要請協力金(第1期)に関するよくあるお問合せ

## 1. 全般(概要)

問 1 和歌山県営業時間短縮要請協力金の詳細について教えてください。

[要請期間] 令和3年4月22日(木)～5月11日(火)【20日間】  
[対象施設]  
(1) 和歌山市内で「食品衛生法に基づく飲食店または喫茶店の営業許可を得て、営業する店舗」  
○飲食店：飲食店、喫茶店等(居酒屋を含む)  
○遊興施設等：カラオケボックス、バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けた店舗  
(2) 要請前において、21時から翌日の5時までの間に営業時間が含まれる店舗  
[主な支給要件]  
(1) 【営業時間】5時から21時までの営業時間とする。  
※酒類の提供は5時から20時までとする。  
※対象店舗が、上記期間中、終日休業をされていた場合も対象になります。  
※準備等のため、協力開始が4月23日以降であっても支給対象となります。  
(協力金はの支給額は営業時間短縮等を実施された日数により異なります。)  
(2) 【感染予防】ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組む。  
※業種別ガイドライン掲載ホームページ  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243.html>  
(3) 【チラシ掲示】営業時間短縮又は休業の実施期間が分かるように、「休業営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」、またはそれらと同等の内容が含まれた書類を店舗の外側に掲示しておくこと。  
[支給額] 1店舗当たり2.5万円～20万円/日×要請協力日数(中小企業の場合)  
[申請期間] 令和3年5月17日(月)から7月30日(金)まで  
※WEB申請は令和3年6月3日(木)9時から受付開始します。

問 2 「ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組む」とは具体的にどのようなことか。

次のガイドラインに沿って、感染防止の取組をしていることをいいます。  
・各業種別ガイドライン  
※業種別ガイドライン掲載ホームページ  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243.html>

問 3 「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間ですか。

通常の営業時間とは、コロナの影響前の営業時間や、要請期間以前の営業時間を言います。

問 4 21時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。

21時には閉店しており、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、21時に閉店できるようにラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。なお、21時以降にテイクアウトやデリバリーのための営業は可能です。

## 2. 対象要件

問 5 時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になりますか。

通常、21時以降も営業されている飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。  
なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただいた上で支給を決定します。

問 6 時短要請の期間中、全ての日において、時短営業に取り組む必要がありますか。

第1期協力金においては、原則、要請期間中全ての日において時短営業を行ってください。事情により時短営業の開始が遅れた場合も協力金の対象としますが、時短営業の協力開始日から要請期間の最終日まで、通常の定休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要があります。  
なお、第2期協力金においては、要請期間中全ての日において連続して営業時間短縮又は休業を行っていただく必要があります。

問 7 日～木は時短、金・土は時短をしない営業を行った場合、協力金の対象となりますか。

問6をご参照ください。

問 8 営業日のうち、日によって営業終了時間が21時以前の日と21時以降の日が含まれる場合、協力金の対象となる営業日の考え方はどうなりますか。(例:月～金21時まで、土日22時まで)

通常の営業時間が「21時～5時」が含まれない営業日や通常の定休日は、協力金の対象外です。  
(例の場合:土・日のみ協力金の対象)

問 9 要請期間中に予約がすでに入っており、その日は21時以降に営業した場合は支給対象となるのか。

時短営業の協力開始日から要請期間の最終日(5月11日)まで、通常の定休日を除き、連続して営業時間短縮に取り組んでいただく必要がありますので、営業時間短縮を行わなかった時点で、それまでの期間は協力金の支給対象外となります。営業時間短縮の協力を再開された場合は、再開した日から要請期間の最終日まで、通常の定休日を除き、連続して営業時間短縮に取り組んでいただいた時は、その期間が支給対象となります。

問 10 事前に予約が入っているので、営業時間短縮要請期間の途中から要請に応じても問題ありませんか。

第1期協力金においては、原則として、要請期間中全ての日において時短営業をお願いします。ただし、事情により時短営業の開始が遅れた場合も、要請に応じていただいてから、要請期間終了日である5月11日まで連続して営業時間の短縮または休業を行っていただいた場合は対象となります。なお、第2期協力金においては、要請期間中全ての日において連続して営業時間短縮又は休業を行っていただく必要があります。

問 11 営業時間短縮要請に協力した期間に、協力に伴う休業と時間短縮営業が混在している場合は、対象となりますか。

休業と営業時間短縮が混在している場合も、対象となります。ただし、営業時間短縮実施チラシと休業実施チラシの両方を掲示し、休業日と営業時間短縮日を明記してください。さらに、第1期協力金においては、営業時間短縮を開始した日から要請終了日まで連続して営業時間短縮と休業していることが必要です。なお、通常の定休日は、協力金の対象となる日数に含みませんのでご注意ください。

問 12 21時までに会計を完了し営業を終了しているが、21時を超えても来店客が帰っていない場合は、21時までの営業と認められるか。

21時には閉店し、来店客がいない状態にあることをいいます。そのため、21時に閉店できるよう、ラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。なお、21時以降にテイクアウトやデリバリーのための営業をすることは可能です。

問 13 以前は21時以降も営業していたが、コロナの影響により最近では21時に閉店していた場合は、対象にならないのか。

コロナの影響以前に21時以降の営業をされており、コロナの影響以後に21時までの営業に変更した場合は対象となります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか審査をさせていただいた上で支給を決定します。

問 14 時短要請以前から新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時間短縮営業または休業をしている場合は協力金の対象となりますか。

協力要請期間以前に、21時から翌朝5時を含む時間帯に営業していた実績があり、コロナの影響により現在時短営業又は休業している場合は対象となります。自主的な時短営業又は休業を告知したお知らせなど、以前に21時から翌朝5時を含む時間帯に営業し、現在は時短営業又は休業していることを確認できるものを提出してください。なお、コロナの影響とは関係ない自主的な時短営業又は休業の場合は対象外となります。

問 15 要請に応じて21時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて閉店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力の対象となりますか。(例:19時から24時まで(5時間)⇒16時から21時まで(5時間))

今回の要請は、21時から5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で21時から翌朝5時までの間の営業を行わなければ、協力金の対象となります。

問 16 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。

令和3年4月22日（木）13時から令和3年5月11日（火）24時までの間、毎日、5時から21時までの範囲で営業を行っていただければ対象となります。

問 17 通常の営業時間は21時までだが、酒類の提供を20時30分まで行っていた店舗において、営業時間短縮要請に応じて種類の提供を20時までとした場合、協力金の対象になりますか。

通常の営業時間が5時から21時の範囲内で営業している店舗となるため、対象とはなりません。

問 18 デリバリーやテイクアウトのみの店舗は支援金の支給対象になりますか。

飲食スペースがない形態のため、対象になりません。

問 19 要請の対象外である宅配やテイクアウトサービスなどは、どのようなものがありますか。

- ・惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗
- ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ・飲食スペースを有さないキッチンカーや露店

問 20 飲食を提供するカラオケボックスも対象となりますか。

飲食店営業許可を得て、飲食を提供しているカラオケボックスが時短要請にご協力いただいた場合は協力金の対象となります。

問 21 営業の態様に制限はありますか。

和歌山市内に実店舗を有し、お客様が入る飲食スペースを設けて営業していることが必要です。

問 22 旅館やホテルも協力金の対象になりますか。

食品衛生法上の飲食店営業許可を受けて、飲食するスペースを設け、宿泊客以外の利用がある場合は対象となります。

問 23 ホテル内のレストラン・バーが営業時間を短縮した場合、支給対象になりますか。

レストラン・バーごとに飲食店の営業許可があり、宿泊客以外の利用がある場合は対象となります。なお、酒類の提供を行っていただければ20時までの提供としていただく必要があります。

問 24 ホテル・旅館の宴会場、大広間等について、営業時間を短縮した場合、支給対象になりますか。

宿泊客以外の利用があり、飲食の営業が行われている場合は対象となります。

問 25 キャバクラやホストクラブなど、いわゆる「夜の店」は対象になりますか。

要請対象となる遊興施設であり、支給要件を満たしている場合、協力金の支給対象となります。

問 26 露店やキッチンカーは、営業時間を短縮したら支給対象になりますか。

飲食店の営業許可があり、独自に飲食スペースを設けている場合は営業時間短縮の要請の対象となり、要請に協力金の支給対象になります。飲食スペースがない場合は対象になりません。

問 27 自動販売機の営業許可を持っていて、自動販売機の横にベンチも置いています。飲食店として協力金はもらえますか。

自動販売機については、時間短縮要請の対象外であり、協力金の支給対象になりません。

問 28 大企業、みなし大企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、個人事業主は協力金の対象となりますか。

食品衛生法上の飲食店営業の許可を得て、支給要件を満たせば、協力金の対象となります。

問 29 県外本社の企業の和歌山市内店舗は対象になりますか。

対象になります。

問 30 営業時間短縮の協力要請の対象になっている複数の店舗を経営しています。全ての店舗で営業時間の短縮を行わないと対象になりませんか。

店舗ごとの判断となるため、協力していただいた店舗の対象日数分支給させていただきます。ただし、要請の趣旨をご理解いただき、全ての店舗の営業時間の短縮にご協力をお願いします。

問 31 フランチャイズの個人オーナーとして飲食店を経営しているが、この場合は対象になるか。

経営している店舗が、営業時間短縮の協力要請の対象になっており、要請にご協力いただいた場合は支給対象になります。

問 32 結婚式場や葬祭場等における冠婚葬祭に伴う飲食は対象ですか。

当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合は対象外です。

問 33 臨時休業を要請期間前に開始し、要請期間終了日まで継続していた場合、協力金の対象となりますか。

通常の営業時間の終了時間が、21時から5時までであり、コロナの影響による臨時休業であれば支給の対象となります。

問 34 要請期間前に閉店しました。協力金の対象となりますか。

要請に応じた営業時間の短縮と言えず、対象外です。

問 35 協力金は協力した店舗数に応じて支給されるのですか。

そのとおりです。

問 36 申請できる店舗数に上限はありますか。

ありません。

問 37 協力金申請にあたって、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」はいつまでに掲示が必要ですか。

要請期間の開始時に掲示が間に合わなかった場合は、速やかに掲示していただければ結構です。

### 3. 申請方法・申請書類等

問 38 協力金の申請はいつからできますか。

郵送申請については、令和3年5月17日（月）から7月30日（金）までが申請期間となります。  
※令和3年7月30日（金）までの当日消印有効

WEB申請での申請受付は、令和3年6月3日（木）9時から可能となります。  
なお、WEB申請については、7月30日（金）23時59分までに申請を完了する必要があります。

問 39 HPが見れない場合はどうしたらいいですか。

申請要項など申請書類については、県庁正面玄関、海草振興局地域振興部企画産業課、和歌山市役所商工振興課・産業政策課・各支所・各連絡所・各サービスセンター、和歌山商工会議所等に配架しています。

問 40 複数施設について協力金を申請する場合、すべての営業許可証の提出が必要ですか。

複数の施設分を申請する場合は、申請する施設すべての営業許可証を提出していただきます。

問 41 飲食店を経営しているが、営業許可証がない。対象になりますか。

飲食店の営業をするには、食品衛生法上の飲食店の営業許可証が必要であり、取得又は更新されていない店舗につきましては、対象になりません。

問 42 要請期間の途中で営業許可を更新している場合は、更新前・更新後のいずれを提出すればよいですか。

原則として、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の有効期間が、要請に対応した期間全てを含んでいる必要があります。

そのため、更新前・更新後の両方の営業許可証を提出いただく必要があります。

なお、要請期間中に営業許可証を更新している場合、更新後の許可証について、許可年月日が協力開始日以降、かつ有効期限が要請期間の終期（5月11日）以降である必要があります。

問 43 飲食店営業許可証(喫茶店営業許可証)の名義と申請者が異なる場合申請者と異なる。この場合は対象となるか。

共同経営等の場合で営業許可証の名義と申請者が異なる場合、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書に許可書名義人と申請者がそれぞれ自書で署名の上、提出することで対象となります。

※事業の引継ぎ等で営業許可証の名義変更ができていなくて、名義が異なる場合は、本申し立ての対象となりませんので、新たに営業許可証を取得の上、申請ください。

問 44 要請期間中に飲食店営業許可証を取得し、飲食店を開店した。この場合、飲食店営業許可証の有効期間が、要請に対応した期間全てを含んでいないが、申請は可能か。

要請期間中に新たに飲食店営業許可証を取得した場合で、要請期間中に新たに開店した場合は、新規創業者等特例が適用されるため、他の支給要件を満たしていれば申請は可能です。

問 45 営業時間短縮の実施状況が分かるものとは何ですか。

営業時間短縮を実施していることを示す次のようなチラシを撮った写真もしくはそれと同等の内容が含まれた掲示物を撮った写真を提出してください。



問 46 申請に必要な、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」はどのようにして入手できますか。

下記の和歌山県ホームページよりチラシのデータをダウンロードできますので、印刷してご利用願います。  
※県ホームページURL  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin.html>

なお、店舗への掲示に関しては、当該チラシによらずとも、それと同等の内容が含まれたものを掲示いただくことも可能です。  
※チラシの入手に時間がかかる等の理由から、要請期間開始までにチラシの掲示が間に合わなかった場合でも、その後速やかに掲示していただければ結構です。

問 47 複数の対象店舗で営業時間短縮を行った場合、申請は店舗ごとに行う必要がありますか。

複数の対象店舗がある場合には、店舗毎に申請していただきます。  
ただし、郵送時はまとめてお送りいただけるよう検討中です。

問 48 写真等貼付台紙④において、通帳の1ページ目、2ページ目の写しを貼付するよう記載があるが、通帳の表面のコピーの貼付は不要か。

申請要領の12ページにおいて、銀行口座通帳の表面のコピーを求めていましたが、通帳の表面の提出は任意とさせていただきますことに変更しました。  
したがって、写真等貼付台紙④には、通帳を開いた1ページ目・2ページ目の写しのみ貼付でも結構です。

問 49 入金日や決済日等により、確定申告書に記載の月別売上高と、売上台帳に記載している金額が違う。この場合、どのように売上台帳を提出すればよいか。

確定申告書に記載の金額と突合できる（売上台帳における確定申告書の各月に相当する期間が分かる）ように、売上台帳に、注釈を付記した上で提出してください。  
不明な点があれば、事務局から確認させていただきます。

なお、法人事業概況説明書又は青色申告決算書（月別売上高）を提出し、かつ1店舗しか経営しておらず、さらに月単位方式又は年単位方式を用いて1日当たり売上高等を計算する場合は、売上台帳の写しの添付は不要です。

## 4. 協力金の支給額について

問 50 協力金の額はいくらですか。

以下の計算方式等により、売上高に応じて1日当たり最大20万円を支給いたします。

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円以上
中小企業	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
中小企業	B 売上高減少額による方法	【計算式】 1日当たりの協力金額=前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4		
大企業 (売上高減少額による方法)		【上限額(1日当たり)】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		

- 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可能です。
- 中小企業・大企業ともに、営業時間短縮要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例等を別途設けています(売上高の計算方法⇒開店後の売上高の平均を基に算出 ※問53参照)。
- 通常の定休日は、協力金の支給対象となる日数に含みません。

問 51 1日当たりの売上高の計算方法について詳細を教えてください。

次のいずれかの方法で「1日当たりの売上高」を計算していただきます。計算方法の詳細、添付資料などの詳細については、申請要領をご確認ください。

- (ア) 2019年又は2020年の時短要請期間(4月22日～5月11日)による計算方式
- (イ) 2019年又は2020年の4月と5月の合計売上高による計算方式
- (ウ) 前々年度又は前年度の年間合計売上高による計算方式

なお、(ア)～(ウ)を計算する際、当該期間で臨時休業を行った場合も「通常の定休日日数」に含めて計算いただけます。(申請要領P6【通常の定休日について】関係)

問 52 通常の定休日は、協力金の対象となる日数に含めるか。

店舗の通常の定休日は除いてください。

問 53 店舗をオープンしたばかりで前年度または前々年度の売上実績がない場合、いくら受け取れるのですか。

開店から令和3年5月11日の間の売上高を、開店から令和3年5月11日の間の日数(通常定休日を除く。)で割り戻して計算してください。

問 54 中小企業の定義はなんですか。

中小企業の定義は、中小企業基本法において定義されており、具体的には次のとおりです。

飲食業については、資本金等の額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。  
カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

問 55 なぜ、これまで他府県においては一律だった協力金を規模別に変更したのですか。

先般、協力金に関する国の基準が規模別に変更されたためであり、国の交付金を活用するため、国のルールに合わせています。

## 5. その他

問 56 今回の協力金は課税対象になりますか。

法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのことです。  
詳しくは、お近くの税務署にお問合せください。